

デジタル田園都市国家構想 東海地域通信インフラ整備推進協議会(第6回)

**令和7年1月15日
総務省 東海総合通信局**

デジタル基盤の整備の推進

5G普及に向けた基地局整備に係る規制・制度の見直し

1

現行制度による課題

5Gは2020年から商用サービスが開始されたが、未だスマートフォン利用者が5Gを利用できない場合も多く、産業のイノベーション創出の基盤としても未整備。具体的には下記。

- ①現行の国の5G基地局整備に向けた「人口カバー率」の目標は、4Gの周波数を転用した5Gが含まれた目標である。
- ②ハイエンドなスマートフォンであっても、5G(ミリ波)に非対応の機種が存在。

③基地局整備に係る個別の規制・制度上の障壁が存在。

- ①「インフラシェアリング事業」を行う事業者が「公益事業特権」※が認められておらず、基地局を設置するための土地や建物の使用権の取得が困難。
※電気通信事業法の規定に基づくもの。同法に規定される認定電気通信事業者に限り認められている。
- ②国及び地方公共団体が有する行政財産の使用に関し、使用許可申請手続が煩雑で、使用料も徴収されるなどコストがかかっている。等

規制改革の方向性

【6年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

①真の5Gの普及のための目標を策定する。

- ①5G用に割り当てられたSub6※及びミリ波※、「SA方式」による基地局整備の新しい目標を設定。

※Sub6：「周波数が6GHz未満」という意味。5G用の周波数の1つ。

※ミリ波：Sub6に比べ、届く距離が短い、超高速。

②ミリ波に対応するスマートフォンの機種拡大等

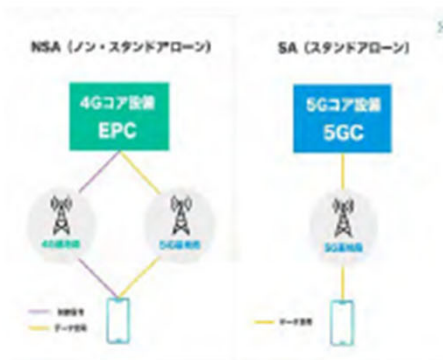
- ③スマートフォン利用者が、5G用の周波数帯を利用中なのを正しく認識できるようにする。

【6年度検討・結論】

④基地局整備に係る個別の規制・制度の見直しを行う。

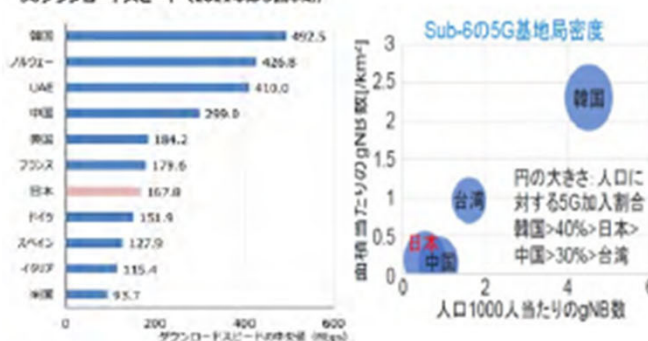
- ①インフラシェアリング事業者が公益事業特権を行使可能とするよう法令等を改正。
- ②国及び地方公共団体が有する行政財産使用に係る手続の在り方を見直す。

※(i)使用許可手続が不要な場合の明確化、(ii)許可が必要な場合の措置(様式の統一化、オンライン化等)、(iii)使用許可期間、(iv)使用料の減免



参考1 諸外国との比較（5Gの整備状況）

5Gダウンロードスピード（2021年第3四半期）



参考2 5Gと4Gの周波数について

	4G								5G		合計
	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	26GHz帯	
docomo	20	30	—	30	40	40	—	40	40	200	640
au	20	30	—	20	40	40	—	40	40	200	800
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	720
Rakuten	—	—	—	—	60	—	—	—	—	100	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	120	600	2,970

単位：MHz

行政財産の目的外使用許可における許可期間について

総行行第 287 号
総基事第 122 号
令和 6 年 7 月 1 日

各都道府県担当部局長 殿
(財産管理担当課、市区町村担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

総務省総合通信基盤局事業政策課長
(公印省略)

行政財産の目的外使用許可における許可期間について

行政財産は、公用又は公共用に供する財産であることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 1 項において私権の設定が制限されていますが、同法第 238 条の 4 第 7 項において、当該財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされています。

この許可期間については、「行政財産の目的外使用許可について」（平成 25 年 6 月 26 日付総務省自治行政局行政課長通知）において通知しているとおり、原則、将来当該財産を本来の目的に使用したとき、直ちに原状回復又は使用関係の是正が困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果ともなるような長期継続的使用の許可ができないものですが、行政財産の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、かつ、将来にわたって行政財産を公用又は公共用に使用する予定がない等の場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることも可能であり、どのような場合にどのような期間を設定できるかについては、具体的事例により個別に判断

することとされています。

このため、例えば、屋外用通信基地局を設置するため行政財産の使用を許可することについても、上記のとおり、行政財産の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、かつ、将来にわたって行政財産を公用又は公共用に使用する予定がない等の場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることが可能であると考えられます。

貴職におかれては、行政財産の目的外使用許可が適切に運用されるよう、十分留意いただくとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知をお願いします。

なお、本通知は、同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

行政財産の目的外使用許可申請における標準様式の活用について

3

総行第 441 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県担当部局長 殿
(財産管理担当課、市区町村担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政財産の目的外使用許可申請における標準様式の活用について（通知）

令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「総務省は、事業者が 5 G 基地局設置に係る地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における当該使用許可の申請様式の全国統一化を実施するため、統一的な様式を作成し、全ての地方公共団体において、その統一的な様式が使用されるよう必要な措置を講ずる。」「総務省及び財務省は、事業者による 5 G 基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請に係る様式を可能な限り統一するため必要な措置を講ずる。」とされています。これは、内閣府規制改革推進会議において、事業者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の目的外使用許可を受けて事業を実施する場合において、複数の地方公共団体に対して使用許可を受けようとする際に、地方公共団体ごとの申請様式が異なることによって事業者が事務負担が生じていることから、申請様式の統一化について提案があったことを踏まえたものです。

同閣議決定を踏まえ、総務省においては、財務省が定めている「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日蔵管 1 号）の別紙様式 12（国有財産使用許可申請書）を基に、地方公共団体に対し申請様式に係る意見照会を行い、そこでいただいた御意見も踏まえて、行政財産の目的外使用許可申請における標準様式（以下「標準様式」という。）を別紙の通り作成しました。

各地方公共団体においては、住民や事業者の事務負担の軽減を図る観点から、標準様式の活用について御検討いただくとともに、やむを得ず、引き続き地方公共団体独自の申請様式を使用する場合であっても、標準様式において申請がなされた場合には、可能な限り当該標準様式での申請を受け付けることを御検討いただきますようお願い

します。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

行政財産の目的外使用許可申請における標準様式

4

令和 年 月 日

●●市長 殿

申請者 住所
氏名(代表者)
電話番号
メールアドレス

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在(名称)
 - (2) 区分
 - (3) 数量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画(事業計画)
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

記載例

令和 年 月 日

●●市長 殿

申請者 住所 ○○市△△1-2-3
氏名(代表者) □□ ××
電話番号 XXX-XXXX-XXXX
メールアドレス aaaaaa@bbb.cc.jp

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在(名称) ○○市◇◇3-2-1 ☆☆会館
 - (2) 区分 土地、建物、その他 等(「その他」の場合は具体的に記載)
 - (3) 数量 ▲▲㎡
- 2 使用しようとする理由
.....
- 3 利用計画(事業計画)
■■の設置 計▲▲㎡(別添図1参照)
- 4 使用しようとする期間
令和6年10月1日~令和7年9月30日
- 5 その他参考となるべき事項

(参考) 高度無線環境整備推進事業(R5補正、R6当初)の公募日程

【政府予算の編成・審議・執行】

R5補正予算
成立

R5.11.29

R6当初予算案
閣議決定

R5.12.22

R6.4.1

【高度無線環境整備推進事業の公募】

R5.12.15～R6.1.15

R5補正予算

- ・直接補助事業 公募
- ・間接補助事業 公募

R6.1.15～R6.2.2

R6当初予算

- ・直接補助事業 公募
- ・間接補助事業 執行団体公募
及び補助要望調査

R6.4.19～R6.7.19

(1次〆5.24、2次〆6.21、3次〆7.19)

R6当初予算

- ・直接補助事業 追加公募
- ・間接補助事業 公募

東海管内の地域情報化の取組

総務省の地域社会DX支援施策の活用状況(令和6年度採択)

6

1 地域デジタル基盤活用推進事業

事業名	主たる 実施地域	実施代表機関	事業名
計画策定 支援 (1次)	愛知県海部郡 大治町	大治町	(支援Aコース：地域課題整理及びソリューション検討支援)
〃	三重県桑名郡 木曽岬町	木曽岬町	(支援Bコース：ソリューション実装計画の策定支援)
実証事業 (1次)	愛知県知多市	知多メディアネットワーク(株)	農業用AIロボットによる有機農業の拡大

※計画策定支援については、公表可と回答のあった自治体のみ掲載。

(参考：総務省HP) https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

2 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

実施地域	実施代表機関	事業名
愛知県一宮市	一宮市	一宮市生涯健康増進事業

地域社会DXパッケージ事業

- I C T 技術を活用した地方創生2.0の実現のため、人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会D X）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。
- このため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す。

好事例の創出・横展開

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進無線システム活用タイプ

ローカル 5 Gをはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言

2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

4. 人材ハブ機能

デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

【①-1 計画策定支援】（予算：60団体程度）

地方公共団体内における**予算要求**、地域デジタル基盤活用推進事業を含む**国の支援への申請・提案**等にもご活用いただけるような**計画書の作成**、デジタル技術の導入に向けた第一歩となる**地域課題の洗い出しや整理**を図ることを目指し、3ヶ月程度の間、コンサルタント等の専門家が伴走支援します。

年間を通して複数フェーズの実施を予定しており連続支援も可能です。

注）支援先団体において計画書の作成その他の必要な作業を実施していただきます。

<内容> 支援先団体のご意向も踏まえつつ、
それぞれの状況に応じて必要な支援を実施します。

ご支援する検討事項の例

- ・地域の抱える課題の全体像の整理
- ・デジタル技術の活用による課題解決の可能性
- ・取組の優先順位
- ・ネットワーク構成・機器、事業者選定等の要件
- ・導入・運用コストや費用対効果 等



1 団体当たり
3ヶ月程度の支援期間



<対象> デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある
地方公共団体など

【①-1 計画策定支援】 デジタル技術導入に向けた支援の内容

支援先団体の課題の整理状況に応じて、以下の2つの支援内容を用意しています。

	A 地域課題整理コース	B ソリューション実装コース
支援対象	地域課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体
支援内容	解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	支援対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。
支援メニュー例	・地域課題の抽出・整理 ・他地域における関連する好事例の紹介 ・デジタル技術の活用による課題解決の検討 ・ソリューション導入時期の検討 ・DX推進へ向かう組織支援の検討	・ネットワーク構成・機器等の要件の検討 ・導入・運用コストや費用対効果の検討 ・地域のステークホルダーとの連携体制の検討 ・運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組み等の検討 ・事業者とのマッチング

【実施件数】
1次採択:19件 2次採択:25件

採択事例

支援概要	
1	課題抽出・方向性検討
2	地域社会DX推進計画の策定
3	庁内DX推進計画の作成
4	地域DX推進計画の実行
5	庁内DX推進ロードマップ作成
6	ソリューション実装計画策定
7	マイナンバーカード利活用のソリューション実装計画策定
8	MaaS実装計画策定
9	電子請求・電子契約サービス調達



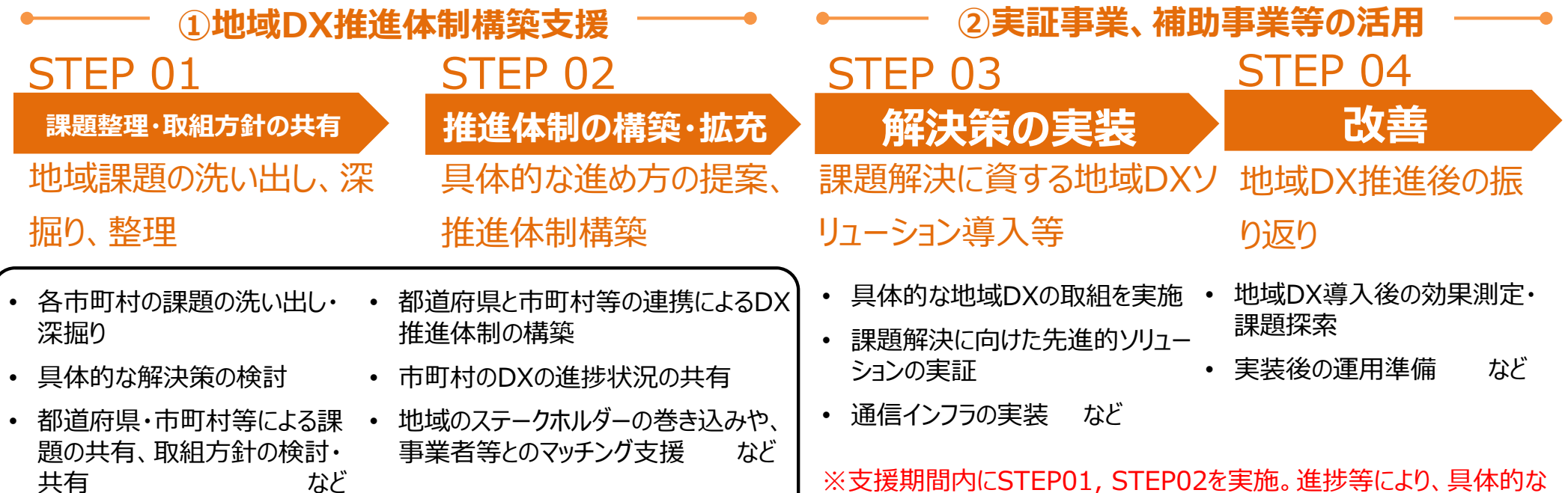
【①-2 推進体制構築支援】（予算：5億円程度）

専門家等を地方公共団体に派遣し、地域課題の洗い出しや深掘り、整理を実施するほか、具体的な進め方の提案や、地域DX推進体制の構築まで伴走支援し、デジタル技術による解決策の実証・実装に結びつけるとともに、各地方公共団体が自立的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築します。

<対象>

都道府県と管内市区町村（※都道府県が管内の市区町村と連携して申請）

<支援内容イメージ>



※支援期間内にSTEP01, STEP02を実施。進捗等により、具体的な地域DXの取組など、STEP03以降も実施可。

【①-2 推進体制構築支援】申請要件及びスキーム

<申請要件>

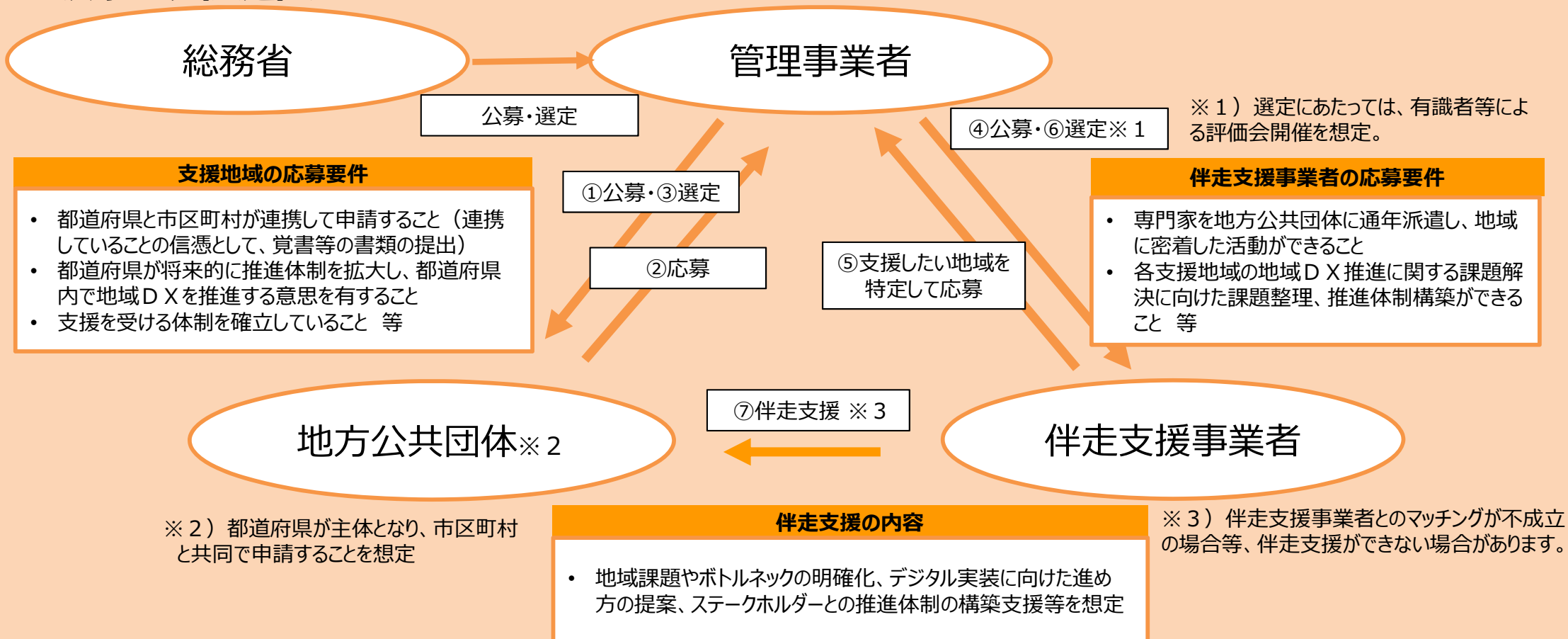
都道府県が管内の1市区町村以上と連携して申請すること。

※過去に支援地域として選定された地域（県）については、過去に申請した際よりも1以上多くの市区町村と連携して申請すること。
（過去に支援地域として選定された地域の場合には、最終的な支援地域の選定における評価時に、管内の参加市区町村の割合に応じて加点します）

<事業規模の上限>

上限1億円 ※過去に支援地域として選定採択された地域（県）については、上限5,000万円。

<スキーム（共通）>



【支援地域と伴走支援事業者】

NO.		支援地域	コンソーシアム（○：代表機関）
1	青森県	青森市	○株式会社電通総研、あおもり創生パートナーズ株式会社
2	山形県	金山町、真室川町、戸沢村、川西町、遊佐町	○東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
3	福井県	南越前町	○株式会社ふくいデジタル、一般社団法人Community Future Design、株式会社電通総研、クロススポーツマーケティング株式会社
4	長野県	飯田市、木曽地域（上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、木曽広域連合）	○株式会社NTT DXパートナー、東日本電信電話株式会社、株式会社みらいワークス
5	兵庫県	尼崎市、西宮市、豊岡市、加西市、多可町、上郡町	○株式会社電通総研、Acall株式会社、株式会社ジオグリフ、一般社団法人コード・フォー・ジャパン
6	和歌山県	有田市	○クロスポイント・コンサルティング株式会社
7	島根県	海士町	○西日本電信電話株式会社、株式会社テクノプロジェクト、株式会社地域創生Coデザイン研究所、一般社団法人Hiroshima Web3協会

【①-3 地域情報化アドバイザー派遣制度】

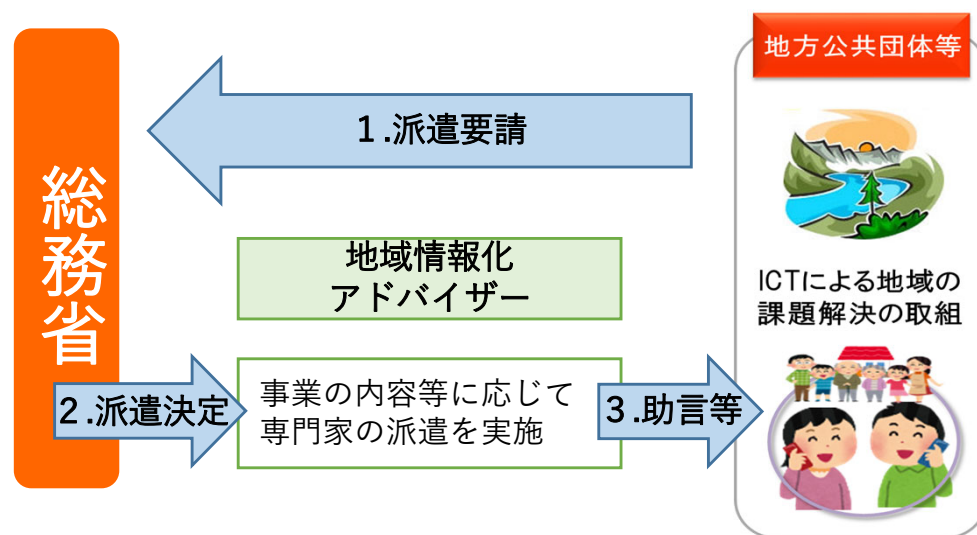
地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度です。

現地派遣を含む支援であれば年間3回まで、オンライン会議のみによる支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能です。

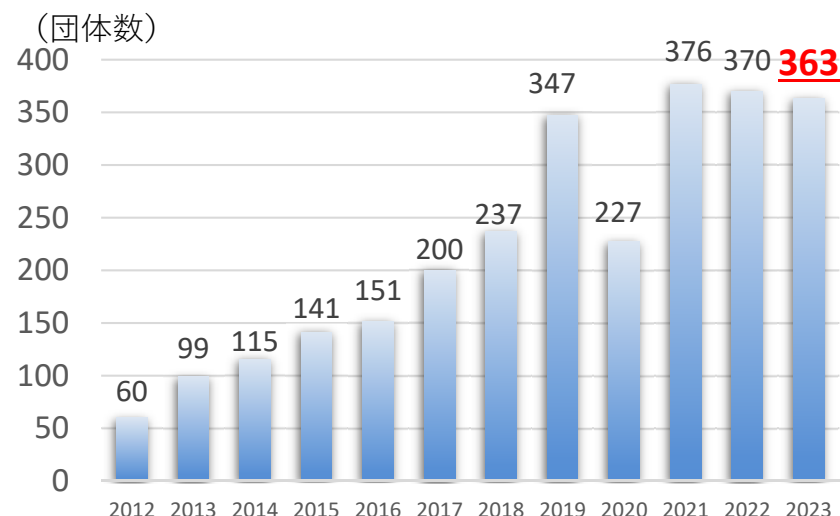
<対象>

- ◆ NPO、大学、商工会議所等が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦を受けて実施します。
- ◆ 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に支援を実施します。（令和7年度より支援対象を拡充）

派遣の仕組み

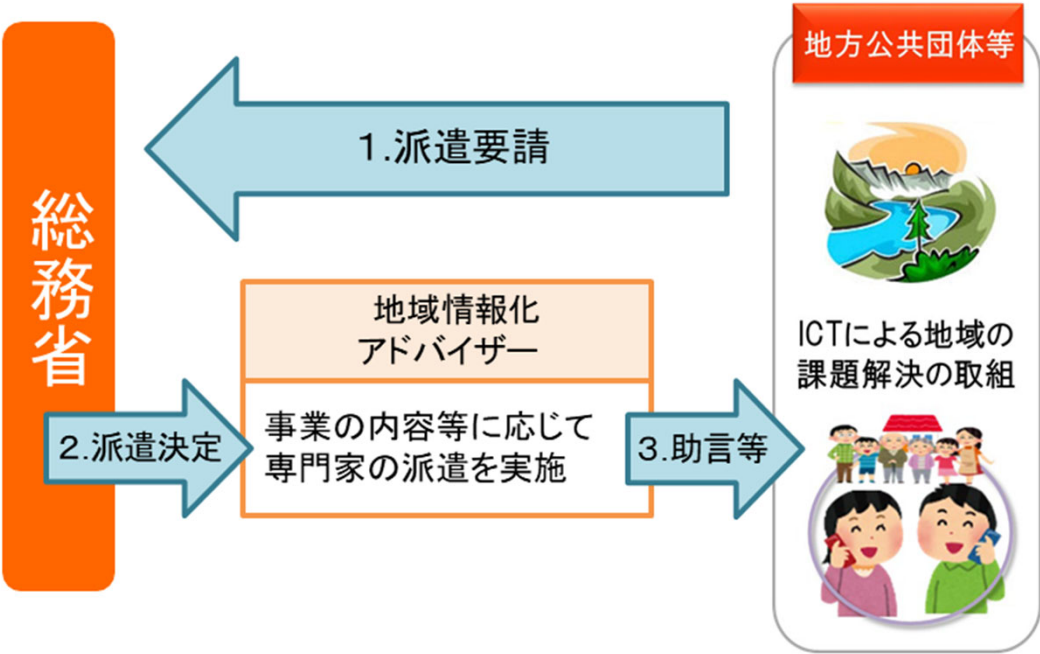


派遣団体数

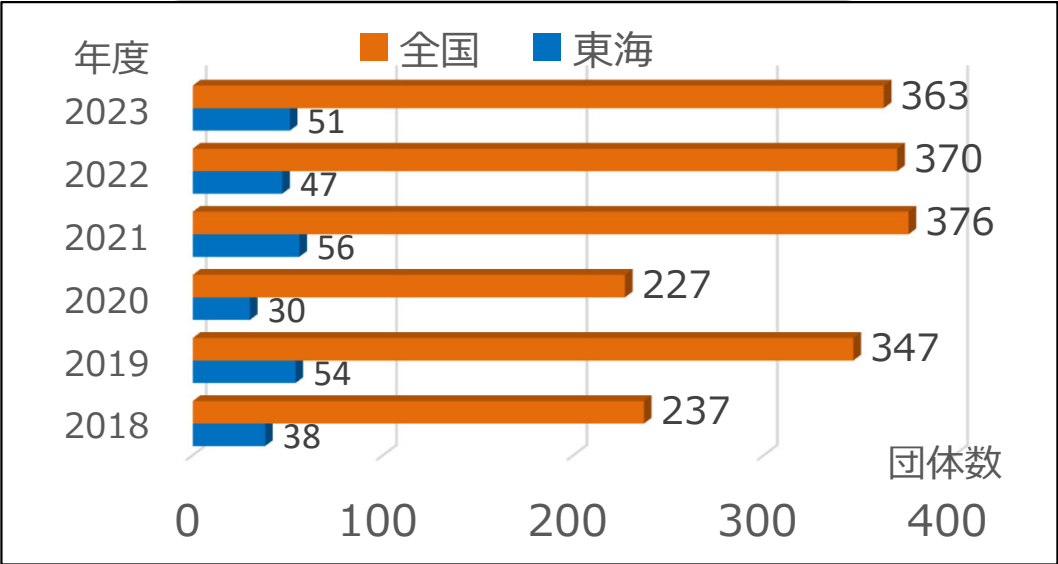


- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を**申請者の負担ゼロ（無料）**で行う。
- 令和6年度は、先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者222名に委嘱。
- 現地派遣は年間3回まで、オンライン会議による支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能。
- 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。

派遣の仕組み



派遣団体数



	2018	2019	2020	2021	2022	2023
岐阜	8	7	7	9	7	8
静岡	8	13	8	16	16	19
愛知	16	28	11	28	20	18
三重	6	6	4	3	4	6

【②-1 先進無線タイプ】（予算：18億円程度）

ローカル 5 Gをはじめとする**新しい無線技術**を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる無線技術>

ローカル 5 G

Wi-Fi HaLow

Wi-Fi 6E／7 などのワイヤレス通信技術 ※ 1

※ 1 上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

1千万～1億円程度 ※ 2
※ 3

※ 2 活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。評価結果を踏まえ、採択に当たって金額の調整をさせていただくことがあります。

※ 3 原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外です。新たに調達が必要な場合には、リースやサブスクリプション等でご対応いただくことになります。

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
- 新しい無線技術を活用するものであるか
（当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など）
- 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
- 先進的なソリューションであるか（先行事例との比較 など）
- 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか（地域の連携体制が構築されているか など なお、複数年にわたる実証の場合は、複数年分の計画を提示することで実装・横展開を評価）
- 主な加点評価項目
 - ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか
 - ・プロジェクトの自走化の担い手として地域ICT企業が参画しているか
 - ・幅広い地域での共同利用を促進するソリューションであるか など

【②-1 先進無線タイプ】 対象経費の考え方

対象経費についての基本的な考え方は以下の表のとおりです。原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外となります。（消耗品・リースできない機器等を除く）

対象経費		対象外経費
ネットワーク／ソリューション機器など 実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含みます)	実証期間内に発生した経費のみ対象となります。	● ネットワーク／ソリューション機器などの物品の購入経費（左記を除きます） ● 無線局開設に係る免許関係諸費用（免許申請手数料） ● 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など
取得単価が税込 10 万円未満 又は 使用可能期間が 1 年未満 の物品の購入経費	「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいいます。	
リースなどで調達できない ネットワーク／ソリューション機器の購入経費	リースなどで調達できない理由（様式任意）を提出いただき、総務省の了解を得る必要があります。	
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費 など	
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費 など	

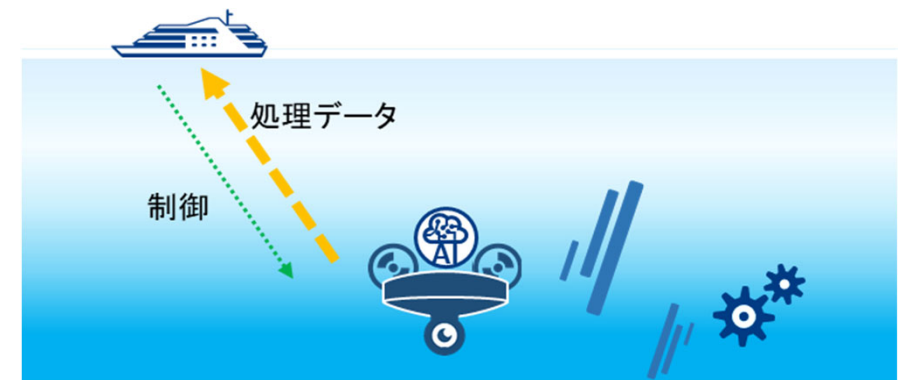
【②-2 AI検証タイプ】

通信負荷低減・通信の大容量化等によって、より高度なAIソリューションモデルの創出を実現するため、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関して検証する。

<実証イメージ>

想定される検証例

- ・ エッジAIによる通信量の低減
- ・ AI×通信技術の融合による、山奥や海中等の携帯電話網不感地域における通信の確立
- ・ 同一の無線ネットワークに同時に多数接続する端末における最大遅延の低遅延化等、接続の安定性が求められる、ユースケースの検証
- ・ ネットワークとAI・コンピューティングが融合等した通信インフラを活用した新たなAIの先進的なソリューションモデルの創出



(例) 海中で取得したデータをエッジAIで処理した上で、海上・地上に安定的に送信



(例) 工場等において、NWのリアルタイム制御を通じて、搬送ロボットの搬送効率を向上

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<事業規模の上限>

1億円程度

【②-3 自動運転レベル4検証タイプ】（予算：22億円程度）

地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル4）の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施する。

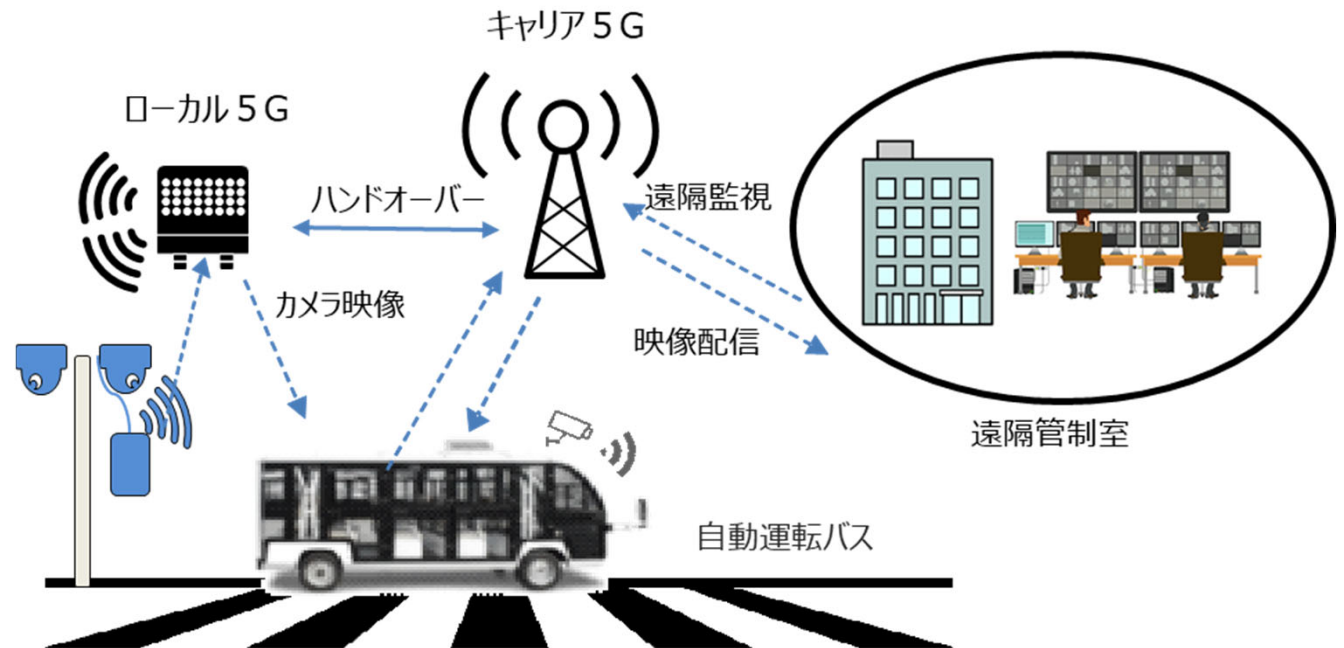
<実証イメージ>

想定される検証項目の例

- ・交差点における通信
- ・基地局間のハンドオーバー
- ・路車間通信の信頼性
- ・必要な通信帯域幅 など

想定される検証環境の例

- ・形状等の異なる物理的環境
- ・積雪・日照等の気候条件 など



<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

※地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

<事業規模の上限>

上限2.5億円程度

（参考）「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和5年12月閣議決定）（抜粋）

地域限定型の無人自動運転移動サービスを2025年度目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現し、全国に展開・実装する。

【③ 補助事業】（予算：8.5億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備 [ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど]

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、5か年分を上限として補助対象とします。

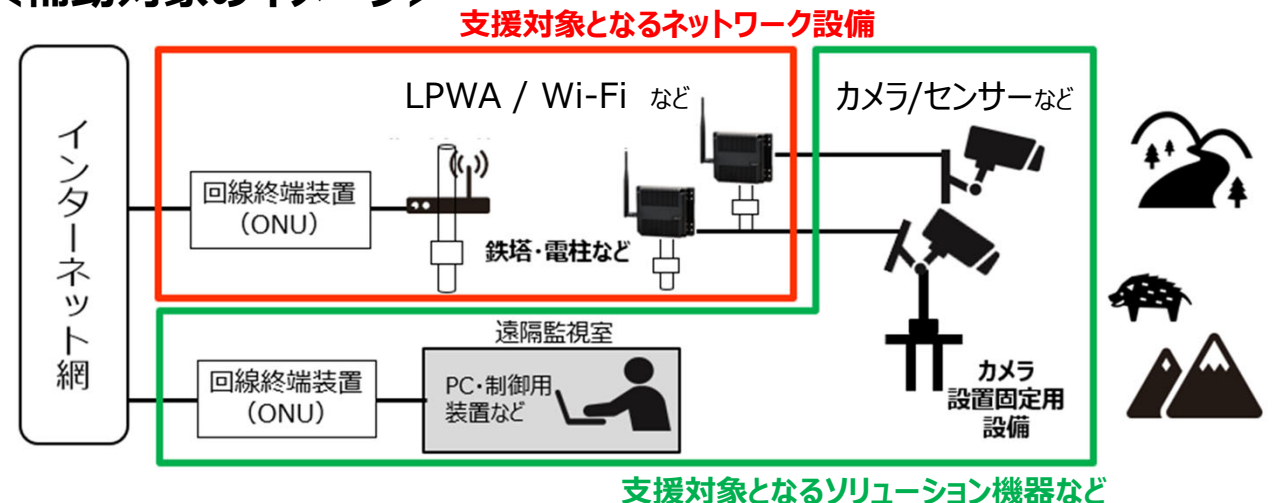
<補助率> 補助対象経費の 1/2

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例>

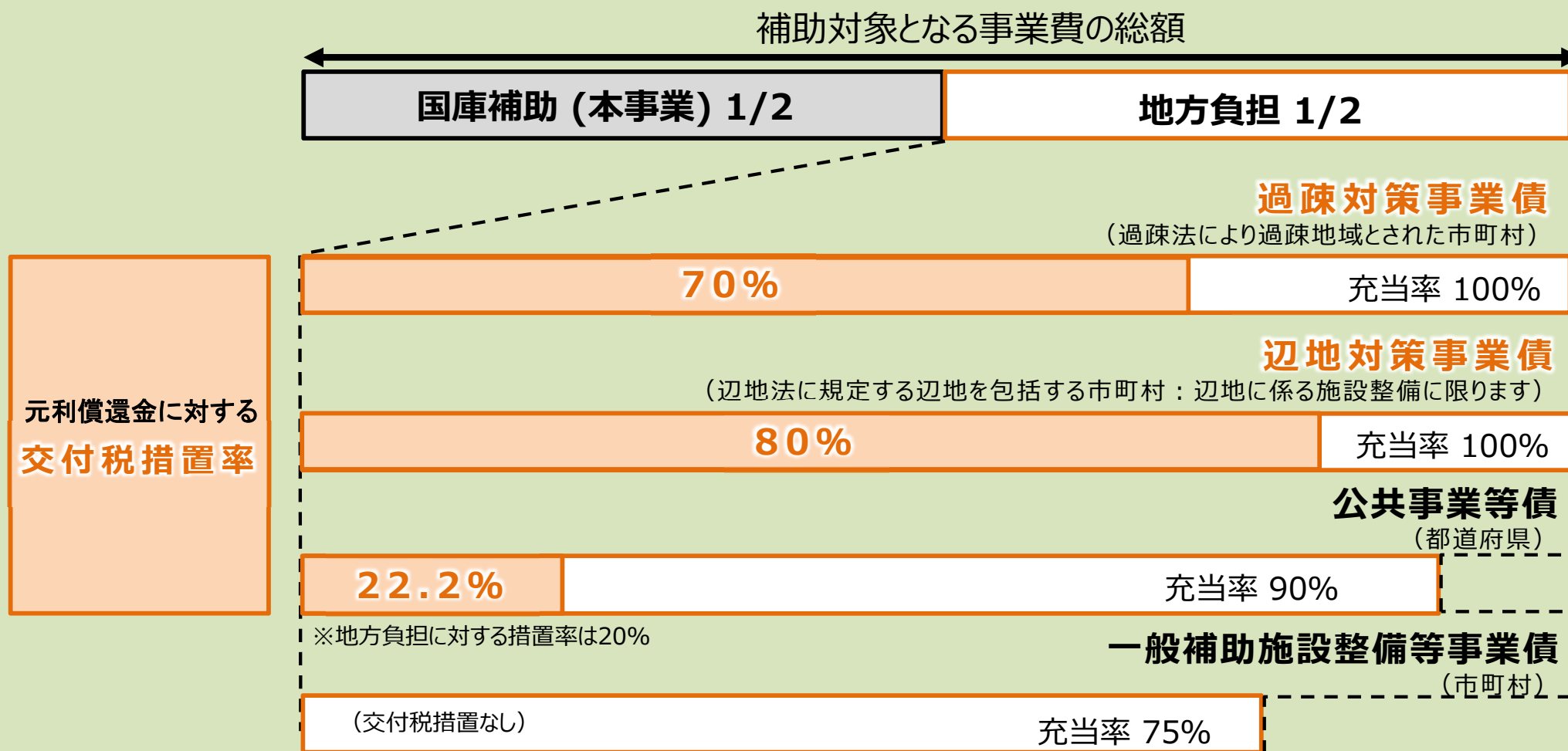
- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学民）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>



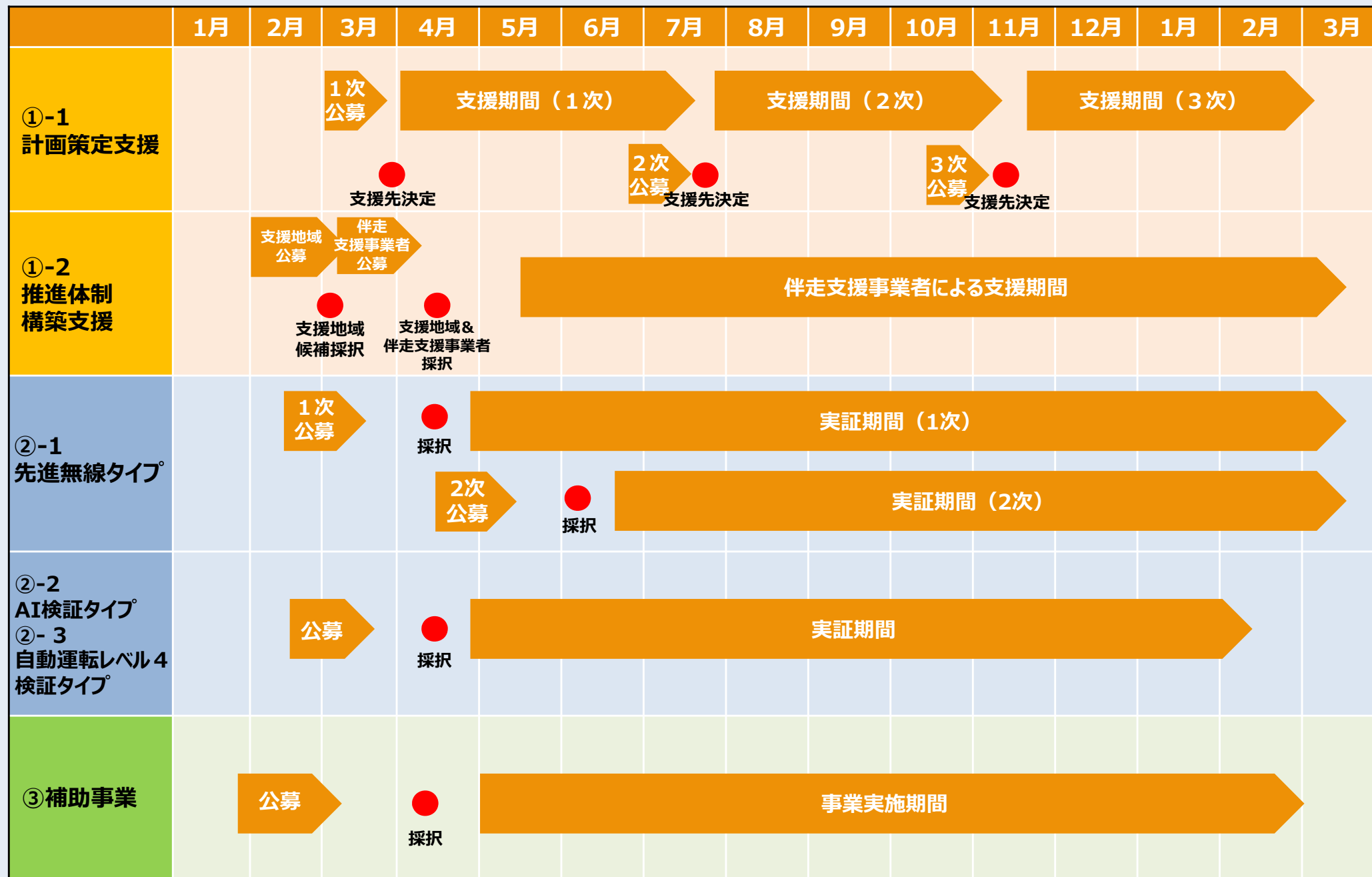
【③補助事業】 地方公共団体の負担分について

地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債**を**起債**することができます。



地域社会DX推進パッケージ事業 事業スケジュール(予定)

22



地域社会DX推進パッケージ事業の活用フロー

23

